

投資診断協会 パパマママネティ認定講師 規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、一般社団法人投資診断協会（以下、「当協会」）が提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。パパマママネティ認定講師の皆さま（以下、「認定講師」）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条 当協会パパマママネティ認定講師として活動する者はこの規約に同意したものとす
る

（事務所）

第2条 運営本部事務所は当協会とする。

（目的）

第3条 全国の子育て世代へ向けて当協会の理念「正しい投資の考え方を根付かせる」を発信し、金融リテラシー等の情報提供により、保護者および、子供たちが安心して、教育を受け続けることのできる環境作りに寄与する事を目的に活動する。

（活動・事業の種類）

第4条 当協会は、前条の目的を達成するために講演や相談を行い次の事業を実施する。

- （1）金融リテラシー向上のための活動として無料でのマネー講座を開催する。
- （2）無料での個別相談会を開催する
- （3）全国の認定講師の育成を行う
- （4）その他、目的の達成に必要な活動

（入会）

第5条 認定講師として活動しようとする者は、当協会の指定する方法での申し込みをし、指定の研修を受講し修了認定を受けた者はパパマママネティ認定講師として認定する。

（会費）

第6条 認定講師は、以下に定める年会費を納入しなければならない

- （1）年会費として10,000円(税別)

運営にかかわる活動費は、認定講師の負担とする。

（退会）

第7条 認定講師は、退会届を投資診断協会に提出することにより、任意に退会することができる。

2 認定講師が次の各号のいずれかに該当する時は、退会したとみなす。

- （1）本人が死亡したとき。
- （2）会費を2か月以上納入しないとき。

退会すると同時にその活動エリアは新たに認定講師になられた方に移管される。

(登録情報の変更)

第8条 認定講師は、自己の登録情報に変更があった場合、速やかに当該変更事項の連絡をするものとします。会は、内容変更の届出があった場合には当該届出に従って登録内容を変更するものとします。届出がなかったことで、会員が何らかの不利益を被った場合、当協会は一切その責任を負いません。

(損害賠償)

第9条 認定講師は、本サービスの利用により当協会または他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

(サービスの変更・終了)

第10条 当協会は、会員への事前の通知なく、本サービスの内容・名称の変更を行うことができるものとします。

但し、本サービスの終了・利用料の額を変更(以下総称して「変更等」とします)する場合には、オンラインまたは当社が別途定める方法で、事前に会員へ公表します。

なお、当協会は変更等によって認定講師または他者が被った損害について、この規約で特に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(サービス並びにコンテンツの中断または停止)

第11条 当協会は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、認定講師に事前に通知することなく、一時的に本サービス並びにコンテンツ(以下総称して「本サービス等」とします)を中断または停止することがあります。

尚、当協会は以下のいずれか、またはその他の事由により本サービス等の提供の遅延または中断、停止などが発生したとしても、認定講師または他者が被った損害について、この規約で特に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

- 本サービス等用設備などの保守を定期的に、または緊急に行う場合
- 火災、停電などにより本サービス等の提供ができなくなった場合
- 地震、津波などの天災により本サービス等の提供ができなくなった場合
- 戦争、動乱、暴動、労働争議などにより本サービス等の提供ができなくなった場合
- その他、運用上または技術上あるいは当社の都合により、本サービス等の一時的な中断が必要と判断した場合

(免責)

第12条 当協会は、本サービス等の利用に際して利用者に生じた不利益や損害などに対して、一切の責任を負わないものとします。

利用者が、本サービス等から得る情報などについての一切は、利用者の責任において判断するものとし、会は、いかなる保証も行なわないものとします。

利用者が使用する機器およびソフトウェアについて、当社は、その動作保証は一切行なわないものとします。

(認定講師資格の取消)

第13条 認定講師が次の各号のいずれかに該当する場合、会は当該認定講師に事前に通知を行うことなく本サービスの使用を一時停止し、または認定講師資格取消処分とすることができるものとします。

- 当協会に提供された登録情報の全部または一部に虚偽、重要な誤記、記入漏れが判明した場合
- 当協会、並びに本サービスの運営を妨害した場合
- 反社会的勢力であるか、もしくはそうした勢力と関係がある、もしくは過去に関係があった場合
- 法令違反、犯罪もしくは、それらのおそれのある行為をした場合、または刑事事件に関与している疑いがあり、本規約を継続することによって当社の信用が害されるおそれがある場合
- 当協会のコンテンツの無断使用をした場合
- セミナー事業の関連団体や参加者よりクレームがあった場合
- その他、当社が会員として不相当と判断した場合
- 当協会が損害を被った場合、会は除名処分、当該会員に被った損害の賠償を請求できるものとします。

(広告およびメールマガジンの配信)

第15条 認定講師は、本サービスに広告などが掲載されること、および広告などが掲載されたメールマガジンが配信されることに同意します。

メールマガジンを含む本サービスに掲載されている広告などの提供者と認定講師との取引は、両者の責任において行うものとします。

会は、本サービスまたはメールマガジンに掲載されている広告などによって行われる取引による損害、および広告が掲載されたこと自体による損害については一切責任を負わないものとします。

(個人情報)

第17条 当協会は、認定講師の個人情報を別途オンライン上に掲示する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

(準拠法および合意管轄)

第18条 本規約には、日本法が適用されます。

本サービスに関連する紛争、訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。